

# 令和8年度国民健康保険料率（案）について

山陽小野田市福祉部保険年金課

# 令和8年度国民健康保険料率について

- 国民健康保険料は、医療給付費分（**医療分**）、後期高齢者支援金等分（**後期支援分**）、介護納付金分（**介護分**）の**3区分**で構成されます。
- それぞれの区分ごとに、**所得割**、**均等割**、**平等割**の保険料率が決まっており、各金額を合計した額を保険料として賦課・徴収します。
- 本市の保険料率は、平成23年度以降据え置きとしていましたが、財政収支の悪化や国民健康保険基金残高の減少に伴い、持続可能な国保財政の運営を行うため、令和6年度に保険料率の改定をしました。
- 令和8年度からは、国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用を全世代が支える仕組みとして、支援納付金を徴収する「**子ども・子育て支援金制度**」が創設されます。これにより、現行の3区分に、新たに「**子ども・子育て支援納付金分**」を加えた**4区分**により保険料を賦課・徴収することになります。
- なお、現行の医療分、後期支援分、介護分の3区分の保険料率については、令和8年度予算編成状況や国民健康保険基金残高を考慮した結果、令和8年度は据え置きとする予定です。
- 最終的な保険料率の決定は、令和8年度の所得情報等を踏まえ、令和8年6月に決定します。

# 子ども・子育て支援金制度の概要

こども家庭庁資料より

こども家庭庁

## 子ども・子育て支援金制度

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、**子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**として、**少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。**

### 1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ① 児童手当 (R6.10～)
- ② 妊婦支援給付金 (R7.4～)
- ③④ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金 (R7.4～)
- ⑤ こども誰でも通園制度 (乳児等支援給付) (R8.4～)
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除 (R8.10～)
- ⑦ 子ども・子育て支援特例公債の償還金等

☆こども一人当たり平均の給付改善額 (高校生年代までの合計) は 約146万円

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

### 2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
  - ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。
- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
  - ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

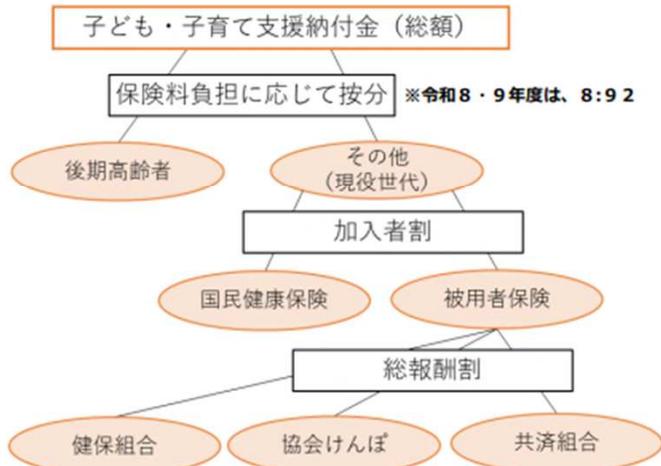
### 3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計



# 子ども・子育て支援金制度の概要

こども家庭庁資料より

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,500円	4.7%
被用者保険	<b>300円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 450円〕	<b>400円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 600円〕	<b>500円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 800円〕	<b>10,800円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	<b>250円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 400円〕	<b>350円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	<b>450円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	<b>10,200円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	<b>300円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 500円〕	<b>400円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 700円〕	<b>500円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 850円〕	<b>11,300円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	<b>350円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 550円〕	<b>450円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 750円〕	<b>600円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 950円〕	<b>11,800円</b> 〔(参考) 被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
<b>国民健康保険 (市町村国保)</b>	<b>250円</b> 〔(参考) 一世帯当たり 350円〕	<b>300円</b> 〔(参考) 一世帯当たり 450円〕	<b>400円</b> 〔(参考) 一世帯当たり 600円〕	<b>7,400円</b> 〔(参考) 一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	<b>200円</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	6,300円	5.3%

## 子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

### 基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。<sup>注1</sup>
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。<sup>注2</sup>
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。<sup>注3</sup>

# 保険料率

令和8年度から「子ども・子育て支援納付金分」を追加します。保険料率は県が算定する標準保険料率を採用しています。他の保険料率は据え置きとします。

区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
医療分	所得割	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
	均等割	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円
	平等割	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円
後期支援分	所得割	2.5%	2.5%	2.5%	<b>2.8%</b>	2.8%	2.8%
	均等割	6,900円	6,900円	6,900円	<b>8,000円</b>	8,000円	8,000円
	平等割	6,300円	6,300円	6,300円	<b>7,100円</b>	7,100円	7,100円
介護分	所得割	2.0%	2.0%	2.0%	<b>2.4%</b>	2.4%	2.4%
	均等割	6,300円	6,300円	6,300円	<b>7,700円</b>	7,700円	7,700円
	平等割	4,200円	4,200円	4,200円	<b>5,100円</b>	5,100円	5,100円
子ども・子育て支援納付金分	所得割	—	—	—	—	—	<b>0.3%</b>
	均等割	—	—	—	—	—	<b>1,156円</b>
	18歳以上均等割	—	—	—	—	—	<b>75円</b>
	平等割	—	—	—	—	—	<b>988円</b>

# 令和8年度保険料のモデルケース

モデルケース①：世帯主70歳、妻70歳の2人世帯（世帯主のみ年金収入あり）

年金収入額	軽減	年間保険料	1期/月あたり保険料
153万円以下	7割	28,350円 うち子ども分1,080円	2,835円 うち子ども分1,08円
170万円	5割	66,040円 うち子ども分1,720円	6,604円 うち子ども分172円
230万円	2割	160,940円 うち子ども分2,750円	16,094円 うち子ども分275円

モデルケース②：世帯主45歳、妻45歳、子11歳、8歳の4人世帯（世帯主のみ営業所得あり）

営業所得額	軽減	年間保険料	1期/月あたり保険料
200万円	2割	358,770円 うち子ども分7,460円	35,877円 うち子ども分746円
400万円	なし	670,310円 うち子ども分14,160円	67,031円 うち子ども分1,416円
600万円	なし	946,310円 うち子ども分20,160円	94,631円 うち子ども分2,016円